

UR 賃貸住宅ストックの活用を求める意見書に対して、反対の立場から討論させていただきます。先日、お亡くなりになった、もと経済企画庁長官の堺屋太一先生が警告されていた通り、すでに日本は、何の対策も出来ないまま高齢化社会に突入しています。

年々増え続ける、医療介護に対して手立てが求められている中で、意見書項目に上げられている、1点目の医療福祉拠点の整備は UR 賃貸に限られたことではなく必要なもので、また、2点目の団地機能の多様化に対しても高齢者や子育て支援の整備は市営住宅も含めて喫緊の課題です。

更には、3点目の健康寿命のサポート住宅についても全国で必要なものであります。

意見書の項目は必要なことではあります、UR 賃貸に限ってのことではないため以下の理由につき反対させていただきます。

まず、1点目は昨今、特定空家と言った課題も多々ある中で、UR 賃貸以外の空家は全国でも増え続けており、2033年までには2,150万戸になることが、2015年に野村総合研究所から予測されております。このように全国的に空き家や高齢化が課題になっている中で、UR 賃貸にだけに限って医療福祉拠点の整備が必要では言えません。

2点目は、そもそも、国土交通省管轄の独立行政法人の都市再生機構 (UR) の成り立ちは、大都市や地方中心都市における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR 賃貸住宅の管理を目的とした法人です。そのうち既に、市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援は役目を終えております。そういったことから、現状の空き室等のストック活用とした、目的外使用ではなく、移転集約等により規模を縮小し、空き地を民間や自治体で防災用地や、定住計画など有効に活性化を目指して活用することが優先と考えます。さらに、独立行政法人の事業である UR 賃貸事業に関して、国が多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まいとまちになるように取り組むのではなく、各自治体と連携できるように制度を再構築し、自治体が主導する方が、地域の実態に応じた街になるため、まず機構の制度を見直すことが優先と考えます。

3点目は、現在の都市再生機構が管理する賃貸住宅は全国で約75万戸、入居者数200万人を数え全国一の大家とされています。このため、全国的な空家が多い中で民業圧迫にもつながる中で、日本維新の会において UR 完全民営化推進法案を提出している通り、経営基盤を安定させて資産や内部の活性化を図るためにも、まずは株式会社化を推進する必要があります。

以上3点のことより、本意見書の反対討論とさせていただきます。